| | | |
|---|---|---|
| ⑶　⑴又は⑵に掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの。ただし、その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。 | ⑶　⑴又は⑵に掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの。ただし、その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。 | |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） | |
| （必要な表示事項） | （必要な表示事項） | |
| **第３条**　事業者は、ビールの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれビールの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 | **第３条**　事業者は、ビールの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれビールの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように表示しなければならない。 | |
| ⑴～⑻　（略） | ⑴～⑻　（略） | |
| （特定用語の表示基準） | （特定用語の表示基準） | |
| **第４条**　（略） | **第４条**　（略） | |
| ２　前項第１号から第３号までの文言は、ビールである旨が明瞭である場合には、当該文言中のビールの文字を省略し、単に「ラガー」、「生」などと表示することができる。 | ２　前項第１号から第３号までの文言は、ビールである旨が明りようである場合には、当該文言中のビールの文字を省略し、単に「ラガー」、「生」などと表示することができる。 | |
| ３～５　（略） | ３～５　（略） | |
| （その他の表示事項等） | （その他の表示事項等） | |
| **第５条**　ビール酒造組合（以下「組合」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第３条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。 | **第５条**　麦酒酒造組合（以下「組合」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第３条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。 | |
| （不当表示の禁止） | （不当表示の禁止） | |
| **第６条**　事業者は、ビールの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 | **第６条**　事業者は、ビールの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 | |
| ⑴～⑻　（略） | ⑴～⑻　（略） | |
| ⑼　他の事業者又はその製造に係るビールを中傷し、誹謗し又はこれらの信用を毀損するような表示 | ⑼　他の事業者又はその製造に係るビールを中傷し、ひぼうし又はこれらの信用を毀損するような表示 | |
| ⑽　（略） | ⑽　（略） | |
| （違反に対する調査） | （違反に対する調査） | |
| **第８条**　（略） | **第８条**　（略） | |
| ２　（略） | ２　（略） | |
| ３　組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課すことができる。 | ３　組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課すことができる。 | |
| （違反に対する措置） | （違反に対する措置） | |
| **第９条**　組合は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 | **第９条**　組合は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。 | |
| ２　組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 | ２　組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 | |
| ３　組合は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。 | ３　組合は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。 | |
| （違反に対する決定） | （違反に対する決定） | |
| **第10条**　（略） | **第10条**　（略） | |
| ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に組合に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 | ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に組合に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。 | |
| ３　組合は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 | ３　組合は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 | |
| ４　組合は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 | ４　組合は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 | |